

大津市創業促進事業費補助金 募集要項（令和5年度 3次募集）

募集期間について

令和5年10月2日～10月20日（**必着**）

提出書類

大津市創業促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）
創業計画書（様式第2号）
収支予算書（様式第3号）
支援機関確認書（様式第4号）
同意書兼誓約書（様式第5号）
市税の納税証明（写しで可）（* 法人の場合は**法人の納税証明書**が必要です。）
見積書等収支予算の根拠となる資料（写しで可）
開業届又は履歴事項全部証明（創業して3年以下の者に限る）
運転免許証等生年月日が分かる資料（若者枠を希望する場合に限る）

提出方法

メール、郵送又は直接商工労働政策課窓口まで
（メールで送信いただく場合は、**PDFに変換して**送信してください。）

交付決定について

提出いただいた申請書類により、書面審査（1次審査）を行います。
書面審査（1次審査）通過者は、さらにプレゼンテーション審査（2次審査）を行い、補助金の交付（補助金の上限額等を含む）を決定します。

* 審査により申請を棄却（却下）する場合があります。

問い合わせ先

〒520-8575 滋賀県大津市御陵町3番1号
大津市 産業観光部 商工労働政策課
TEL 077-528-2754（直通）
※9時から17時まで・土日及び祝日を除く

目的

新たに事業を開始する者に対し、予算の範囲内において、当該事業の開始当初に要する経費の一部を補助することにより、市内における創業を促進し、もって地域の賑わいの創出及び地域経済の活性化を図ることを目的とします。

補助金額等

- ①一般枠・・・1者あたり上限50万円（補助率：1／2）
 - ②若者枠・・・1者あたり上限100万円（補助率：1／2）
- *若者とは、令和6年3月31日時点で35歳以下の者を指します。
（昭和63年4月1日以降生まれの方）

補助対象者

次のいずれにも該当する者に限ります。

- (1) 令和6年1月31日までに創業する者又は申請提出時点で創業して3年以内の者
- (2) 市内に事業所・事務所等（事業実態のあるものに限る）を有すること
- (3) 支援機関による支援を受けており、事業実施期間中も継続して支援を受ける者
- (4) 市税に滞納がない者

その他の条件

- フランチャイズ契約等でないこと
- 政治団体、宗教団体に係る事業でないこと
- 暴力団員又はこれらと密接な関係を有していないこと
- 公序良俗に反する事業でないこと
- その他市長が適当でないと認める者でないこと

創業について

創業とは、次のいずれかに該当する場合を言います。

- (1) 事業を営んでいない者が、事業所・事務所等を有し新たに事業を始める場合（開業届を提出する、又は法人設立の登記を行う場合に限る）
- (2) 既に事業を営んでいる個人（法人として事業をしていない）が、法人を設立する場合（法人成り）（法人設立の登記を行う場合に限る）
- (3) 個人又は法人が、事業を引き継ぎ別の事業を始める場合（第二創業）

補助対象経費の例

区分	内容
店舗等改装費	店舗の改装工事に係る費用（内装、外装問わない）
店舗等借入費	店舗等の借り入れによる家賃（自宅兼事務所は対象外）
設備費	事業に必要な設備、器具機械や備品の購入に係る費用（付帯費用含む）
広報費	広告宣伝に係る費用
報酬費	司法書士等への手数料や報酬
その他	その他市長が適当と認める費用

* 支払い済みの経費は対象外です。

* 消費税は対象経費ではありませんので、税抜き価格で申請してください。

* 明らかに事業に必要と認められるもののみ、補助対象とします。

* 補助金を活用し購入した設備や器具機械等の財産（50万円以上）は、耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める）の期間は処分することができません。

* やむをえず売却や廃棄等する必要がある場合は、市長の承認を得る必要があります。

その場合、収入の一部又は全部を返還させることがあります。

* 滋賀県や国など他の機関が実施する補助金の交付申請をされる方は、原則、同じ区分（費目）の経費は本市補助金の補助対象外となります。

原則補助対象外経費の例

区分	対象外
店舗等改装費	自宅兼事務所の自宅部分、市外の店舗、
店舗等借入費	自宅兼事務所、敷金礼金、保証金、保険料、共益費
設備費	自家用車
広報費	
報酬費	人件費、役員報酬、計画作成等当申請に係る報酬
その他	飲食費、原材料、商品代、光熱費

審査について

- ①募集の締め切り後、書面審査（1次審査）を実施します。
審査結果は、10月下旬ごろ通知する予定です。
- ②11月8日と9日にプレゼンテーション審査（2次審査）を実施する予定です。
（1次審査通過者のみ、実施のご案内を差し上げます。）
審査結果は、11月中旬から下旬ごろに通知する予定です。

審査項目について

【書面審査（1次審査）】

- ・ 創業（補助金の活用事業）により**地域のにぎわい**創出に寄与するか
- ・ 創業（補助金の活用事業）により**経済の活性化**に寄与するか
- ・ 支援機関からの助言を受け、**創業計画書が高い精度**で作成できているか
- ・ 事業の内容が**ビジネスとして成立**するものか
- ・ 補助対象（予定）の経費が**効果的に当補助金を活用**するものか

【プレゼンテーション審査（2次審査）】

- ・ 創業（補助金の活用事業）により**地域のにぎわい**創出に寄与するか
- ・ 創業（補助金の活用事業）により**経済の活性化**に寄与するか
- ・ 事業の内容が**ビジネスとして成立**するものか
- ・ **熱意**があり、事業の実施が可能か
- ・ 補助対象（予定）の経費が**効果的に当補助金を活用**するものか
- ・ **支援機関から十分な支援**を受けているか、また、事業実施後も**継続して支援**を受けられるか

支援機関について

大津市・草津市創業支援等事業計画に規定する創業支援等事業による支援を実施している機関を指します。（令和5年4月1日時点では、以下の機関です。）

大津商工会議所	滋賀県産業支援プラザ
瀬田商工会	滋賀県中小企業団体中央会
大津北商工会	滋賀県中小企業診断士協会
草津商工会議所	(株)滋賀銀行
滋賀大学	(株)日本政策金融公庫大津支店
立命館大学	(株)関西みらい銀行
龍谷大学	(株)京都信用金庫
女性の起業を応援する会	(株)インフィアホールディングス
大津市地域ビジネス支援室	S e i f

*** 上記の支援機関と関わりがない場合、ご自身で任意の機関と連絡調整し、当該補助金の申請をする旨をお伝えいただき、支援を受けることが可能かを確認してください。**

注意点

- ・補助金の交付は、予算の範囲内とします。
- ・当該補助金の**交付決定を受けた日以降**に発生する、創業に係る経費が補助金交付の対象となります
- ・補助金の交付を受けた者は、3年間、売上高や財産の管理状況を報告する必要があります。
- ・補助金の交付を受けた者及びその支援者については、商工労働政策課又は地域ビジネス支援室職員が業況や補助金を活用し購入した設備等状況の確認を行うことがありますので、ご協力いただきますようお願いいたします。
- ・申請書類や証憑資料等補助金交付に係る資料は3年間保存してください。
- ・「補助対象者」、「その他の条件」に該当しない、補助対象経費の区分を重複して他の補助金申請を実施している等が明らかになった場合は、補助金の返還を求められます。
- ・補助対象として申請される経費については、全て**消費税額及び地方消費税額抜きの金額**で申請してください。
- ・その他ご不明な点がありましたら、**別紙Q & A**をご確認ください。

補助金交付までの流れ

①申請書の作成・提出

下記の書類を作成し、商工労働政策課へ提出してください。

申請書	<input type="checkbox"/> 大津市創業促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）【原本】
添付書類	<input type="checkbox"/> 創業計画書（様式第2号）【原本】 <input type="checkbox"/> 収支予算書（様式第3号）【原本】 <input type="checkbox"/> 支援機関確認書（様式第4号）【原本】 <input type="checkbox"/> 同意書兼誓約書（様式第5号）【原本】 <input type="checkbox"/> 市税の納税証明書【写し】 <input type="checkbox"/> 収支予算の根拠となる資料（見積書等）【写し】 <input type="checkbox"/> 開業届・履歴事項全部証明（創業して3年以下の者に限る）【写し】 <input type="checkbox"/> 運転免許証等生年月日が分かる資料（若者枠を希望する場合に限る）【写し】

- ✓ 様式は大津市のホームページからダウンロードしてください。
- ✓ 交付申請書及び添付書類はA4用紙片面で作成してください。



②審査の実施

- ✓ 書面審査（1次審査）を行い、結果を10月下旬ごろ通知します。
- ✓ 11月8日と9日（予定）に、書面審査（1次審査）通過者のうちから、プレゼンテーション審査（2次審査）を行います。原則、支援者同席のもと創業計画等の説明をしていただきます。



③補助金交付の決定・通知

- ✓ プレゼンテーション審査により、交付の決定（補助金の上限額等を含む）をします。結果は、令和5年11月中旬から下旬ごろに通知する予定です。



④事業の実施

- ✓ 補助金の交付決定を受けた者は、令和6年1月31日までに事業を実施してください。
- ✓ 1月31日以降に発生する経費については、補助対象外となります。
- ✓ 状況により、進捗確認を実施します。



⑤実績報告書類の作成・提出

- ✓ 補助対象事業の実施・支払等がすべて完了後、速やかに下記の書類を作成し、令和6年2月16日までに提出してください。

実績報告書	<input type="checkbox"/> 大津市創業促進事業費補助金実績報告書（様式第16号）【原本】
添付資料	<input type="checkbox"/> 経費別決算額明細書（様式第17号）【原本】 <input type="checkbox"/> 経費の支出の根拠となる書類（領収書等）【写し】 <input type="checkbox"/> 購入した設備、機器等の写真 <input type="checkbox"/> 創業を行ったことがわかる書類（開業届、登記事項証明書等）【写し】

- ✓ 上記添付資料のほか、必要と認められるものの提出を求めることがあります。
- ✓ 経費の支出の根拠となる書類がないものは補助対象外とします。



⑥完了検査・補助金額の確定

- ✓ 実績報告書類の受付後、審査の上で補助金額の確定を行い、補助金確定通知書を発送します。（標準処理期間は2週間程度）
- ✓ 必要に応じて実地検査を実施する場合があります。
- ✓ 補助金額は実績に基づくため、交付確定額は交付決定額と異なることがあります。



⑦請求書の作成・提出

- ✓ 交付請求書を作成して令和6年3月15日までに提出してください。



⑧補助金の交付

- ✓ 適正な交付請求書の受付後、2週間程度で補助金を交付します。